

# 令和2年度ものづくり産業支援事業 実施要領

## 1 目的

この要領は、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター（以下、「産業育成センター」という。）が釜石市補助事業として実施する、令和2年度ものづくり産業支援事業に関し必要な事項を定め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、釜石市内のものづくり企業（個人事業者含む）が行う、設備投資や新製品開発に対する支援を行い、もって事業の継続及び経営力の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業対象者

この事業の対象とする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 釜石市内に本社または補助事業の実施場所を有し、かつ、新型コロナウイルス感染症により売上に影響を来している中小製造業者。（※1）

（※1）ここでいう「中小製造業者」とは、「自社で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の価値を含む）を生産する事業者、他社が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業者（在庫性のある商品を製造する事業）」のことを言う。尚且つ、令和2年4月から11月までのうち、任意の6か月間で、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月に比して平均20%以上減少している事業者。ただし、創業後1年に満たないときは、令和2年4月以降の任意の期間の1月の売上高等が、当該1月より前の任意の期間の1月に比して20%以上減少している事業者。

## 3 事業内容

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下にあつて、原材料の調達困難、営業活動の自粛、販路の狭窄等の経営課題を抱える市内ものづくり事業者等が、かかる状況の打開をするために新技術の導入及び技術の高度化を図ることにより、経営力の向上を図ろうとするために行う設備投資に要する経費に対し、その一部を助成する。

項目	要件
補助上限	100万円
補助率	3/4
設備投資	単価30万円（税抜）以上の設備投資が必要
補助対象経費	機械装置・システム構築費、改造費、運搬費、原材料費、外注費

## 4 事業期間

補助金交付決定通知の日から、令和3年2月1日（月）まで

## 5 申請方法

申請は、次の書類を産業育成センターに提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 月別売上・減少率表（様式第2号）  
（売上の減少が確認できる書類（確定申告書の写し、帳簿の写しなど）を添付のこと）
- (3) 設備に関する見積書（写し）
- (4) 決算書または確定申告書（2期分）
- (5) 市内で営業を営んでいることが証明できる書類（法人の登記事項証明書、確定申告書の写しなど）
- (6) 直近の納税証明書（市）※市税の未納がないことの確認

## 6 申請期間

第1期：令和2年12月1日（火）～令和2年12月7日（月）

第2期：令和2年12月8日（火）～令和2年12月14日（月）

第3期：令和2年12月14日（火）～令和2年12月21日（月）

なお、申請期間中であっても、予算上限に達した場合は募集を終了する。

## 7 補助対象案件の選定

補助対象とする案件は、別に定める審査委員会において選定（決定）する。

なお、申請期間における期ごとに、審査委員会を行う。

## 8 実績報告

交付決定を受けた者は、事業実施後速やかに、実績報告書（様式第3号）、及びその他関係書類を提出するものとする。

## 9 財産使用の制限

中小企業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

## 10 財産処分の制限

中小企業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める期間内に処分する必要があるときは、事前に産業育成センター理事長の承認を受けなければならない。

## 11 その他

提出した事業計画の進捗について、産業育成センターによる継続的なヒアリングをお願いすることがあるので対応すること。

## 12 補則

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、産業育成センター理事長が別に定める。